

NPO 法



平成29年4月1日～

の一部が**改正**されます！

①事業報告書等の備置き期間の延長

事業報告書等、役員報酬規程等（認定法人等のみ）の備置き期間

3年 → 5年

②海外送金に関する届出の変更 （認定法人等のみ）

200万円超の海外送金は
事前届出が必要



毎事業年度1回
事後届出に
一本化

③貸借対照表の公告の義務化

毎事業年度
資産の変更
登記が必要



資産の変更登記不要
貸借対照表の
公告が義務化※

④縦覧期間の短縮

縦覧期間

2ヶ月 → 1ヶ月

※施行日は別途政令で定める日（公布日から2年6か月以内）

⑤仮認定から特例認定への名称変更

仮認定 → 特例認定

⑥内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

積極的な情報公開

の努力義務が規定

☆法改正に伴い、**定款の変更**が必要です！



法人の実務に関わる改正

1 事業報告書等の備置き期間の延長

事業報告書等や、役員報酬規程等（認定法人等のみ）を事務所に備置く期間が、3年間（翌々事業年度の末日まで）から5年間（作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間）に延長されます。また、所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も過去5年間に提出された書類となります。なお、平成29年4月1日以降に開始する事業年度の報告書類から適用となります。

（例）事業年度4月1日～3月31日の法人の場合

平成28年度事業報告書等
(H28/4/1~H29/3/31)

〈3年備置き〉

平成29年度事業報告書等
(H29/4/1~H30/3/31)

〈5年備置き〉

平成30年度事業報告書等
(H30/4/1~H31/3/31)

〈5年備置き〉

（※事業年度末が12月末、1月末、2月末の法人については、平成30年度事業報告書から5年備置き）

2 海外送金に関する届出の変更（認定法人等のみ）

認定NPO法人等による200万円以上の海外送金等を行う際には、その都度、事前に書類を作成し、事務所への備置き及び所轄庁への提出が義務付けられていましたが、改正後は、書類の事前提出が不要となります。代わりに、海外送金等を行った場合には、金額にかかわらず役員報酬規程等にて報告をすることとなります。

平成29年4月2日以降に開始する事業年度から事前届出は不要となります。

平成29年4月1日に開始する事業年度に関しては、従来通りの事前届出が必要ですので、ご注意ください。

3 貸借対照表の公告

従来は、決算終了後、法務局で「資産の総額」の変更登記の手続きを行う必要がありましたが、改正後は、法務局で「資産の総額」の変更登記が不要になり、代わりに法人自身で貸借対照表の公告をしなければならなくなります。

改正に伴い、施行日（公布日平成28年6月7日から2年6か月以内において、別途政令で定める日）までに貸借対照表の公告方法を決め、定款に公告方法の追加が必要です。

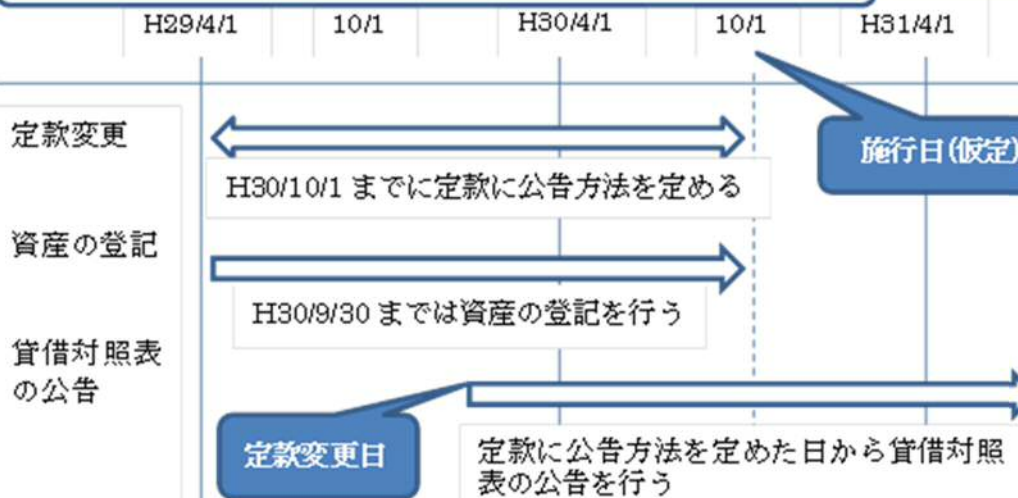
定款変更をしないと、現在の定款に規定している方法で公告することになるよ。

官報での公告を規定している団体が多いから、定款変更をしないと、毎年官報に貸借対照表を掲載することになるよ！！



貸借対照表の公告方法を決め、定款変更が必要！

スケジュール例（施行日を平成30年10月1日と仮定した場合）



～貸借対照表の公告方法（①から④のいずれか）～

① 官報に掲載する方法

官報に貸借対照表の要旨を掲載する。

② 日刊新聞に掲載する方法

日刊新聞に貸借対照表の要旨を掲載する。定款には、掲載する具体的な新聞名まで記載が必要。

③ 電子公告（法人のホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイト等を利用する）

HPに貸借対照表を、作成の日から5年後の事業年度末日まで掲載する。法人のHP以外にも、内閣府NPO法人ポータルサイト等が利用可能。定款には、掲載する具体的なHP名まで記載が必要。

④ 公衆の見えやすい場所に掲示する方法

公衆の見えやすい場所（事務所の入り口等）に貸借対照表を掲示する。

※貸借対照表の要旨の公告とは、掲載金額の単位を「千円」としたり、掲載科目について、重要な項目を選び適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告したりすること。

変更後の定款例：

電子公告（内閣府NPO法人ポータルサイト）を選択する場合

（公告の方法）

第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力欄）に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

※複数の公告方法を定款に記載する場合、「①と共に②」のように複数の手段を選択することは可能ですが、「①または②」のように、選択的に定めることはできません。

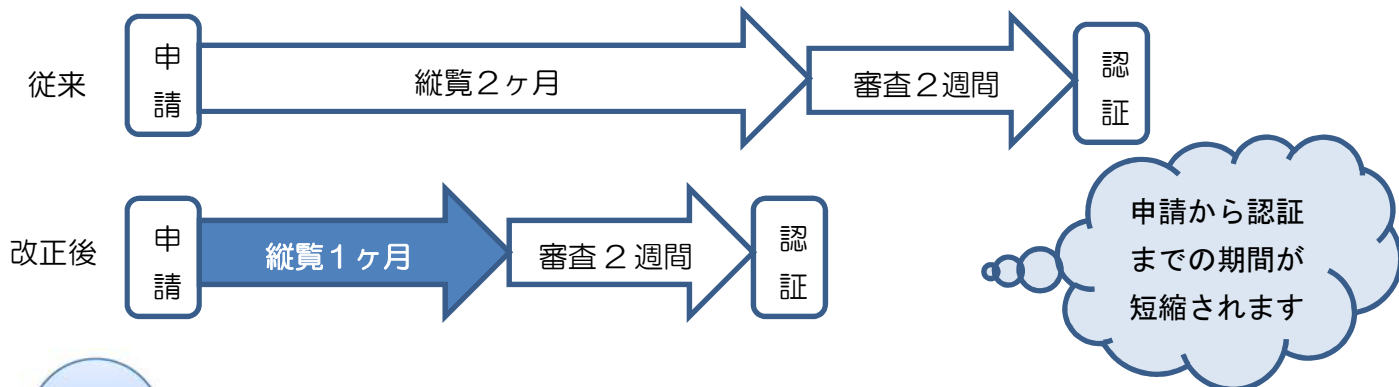
制度に関わる改正

4 縦覧期間の短縮

平成 29 年 4 月 1 日以降に申請のあった認証申請から、添付書類の縦覧期間が、従来の 2 ヶ月から 1 ヶ月に短縮されます。

また、それに伴い、申請書類の軽微な不備の補正期間が 1 ヶ月から 2 週間に短縮されます。

さらに、認証申請については、所轄庁（さいたま市）が公告を行っていますが、現行の公告に加えて、インターネットによる公表が可能になります。



5 仮認定から特例認定への名称変更

「仮認定特定非営利活動法人」の「仮」という表記が誤解を生じやすく、寄附金を集めづらいとの要望を踏まえ、「仮認定」から「特例認定」に名称変更されます。既に仮認定を受けている法人は、特例認定を受けたものとみなされます。

6 内閣府 NPO 法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

NPO 法人のさらなる信頼性向上のため、行政及び NPO 法人に対して、内閣府 NPO 法人ポータルサイトを活用した積極的な情報公開の努力義務が規定されました。

(内閣府 NPO 法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal>)

さいたま市が内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載する内容

- ・法人の基本情報
- ・提出いただいた事業報告書と定款
- ・法人への監督情報等

NPO 法人が内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載できる内容

- ・法人の PR、活動情報、財務情報等
- ・NPO 活動に参加や支援、興味のある方への情報発信の場として活用

お問い合わせ先

さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課 協働係
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1 コムナーレ 9 階
TEL048-813-6404 FAX048-887-0164

